

高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種のお知らせ

平成
29
年度

4月1日より平成29年度高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種が始まります。対象の方には、既に、個別通知を行っています。送付した説明書をよく読み接種を受けてください。

※過去に同ワクチンの接種履歴のある方は対象外となるため、個別通知はしておりません。

対象者：下記の①②の対象者の中で過去に1度も23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの接種を受けたことのない方。

①下記の各誕生日の方

- ・昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生
- ・昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生
- ・昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生
- ・昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生
- ・昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生
- ・昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生
- ・大正11年4月2日～大正12年4月1日生
- ・大正6年4月2日～大正7年4月1日生

②接種当日に60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

②の対象者の方は個別通知を行っておりません。対象となる方で身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳を持参して子育て健康課窓口までお越しください。専用の予診票を発行いたします。

接種期間：この期間を過ぎますと、定期接種対象外となります。
4月1日(土)～平成30年3月31日(土)

料 金：2,500円

※対象者のうち生活保護世帯の方は無料です。接種前に、同封の予診票と保護決定通知書又は生活保護受給証明書等、受給を証明できるものを持参し、子育て健康課窓口までお越しください。確認した上で、無料用予診票と交換させていただきます。

上記の定期予防接種対象外の方には・・・
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業を利用していただけます！

●対象

朝日町在住で、65歳以上の方で過去に当ワクチン接種に対して町の助成を受けたことのない方

●期間

4月1日(土)～平成30年3月31日(土)

●助成額

3,000円(助成は生涯に1回のみです。)

●補助券発行方法

接種前に、子育て健康課窓口にて申請を行ってください。過去の接種履歴・助成履歴を確認後、補助券を発行させていただきます。

●補助の受け方

補助券を医療機関窓口にて提出していただきます。接種費用から3,000円を差し引いた金額が自己負担額となります。医療機関によって接種費用が異なりますので、ご確認ください。

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

第66回

親と子のよい歯のコンクール

■対象者

●四日市市、三重郡(朝日町、川越町、菰野町)にお住まいで、平成24年10月1日～平成25年9月30日生まれの幼児と親(母または父)で、歯の手入れが行き届いている方

●未処置歯や処置歯が少ない親子

■診査日時

5月25日(休) 午後4時ごろから

■診査場所

四日市市歯科医療センター
(四日市市本町9-12)

■応募方法

郵便番号・住所・氏名(親と子)・生年月日(子)・電話番号を記入し、ハガキか封書で

〒510-0093 四日市市本町9-12

四日市歯科医師会

「親と子のよい歯のコンクール」係まで
応募された方には、後日歯科医師会から案内状を送ります

■締め切り

5月8日(月) 消印有効

■賞と表彰式

最優秀賞1組・優秀賞2組には、6月8日(休)に四日市市総合会館で行う「歯と口の健康週間表彰式」で賞状と賞品を贈呈します。



参加者
募集!!



一般社団法人 四日市歯科医師会
TEL 354-8512 FAX 354-8513

四日市歯科医師会

検索



おたふくかぜワクチン接種費用の一部助成のお知らせ

助成を受けるには、接種する前に申請手続きが必要です。接種後に申請いただきましても費用の払い戻しはできませんのでご注意ください。

おたふくかぜワクチンは、予防接種法に基づいた接種義務のある定期予防接種ではありません。接種対象者の保護者と接種医と相談のうえ、接種してください。

対象者	朝日町に住民登録のある方で、生後1～4歳(5歳未満)のお子さん
助成回数	1回(以前に助成を受けたことのある方は、受けられません)
助成額	3,000円(上限) 医療機関での接種費用から、3,000円を差し引いた費用が自己負担額になります。
申し込み方法	母子健康手帳を持参し、朝日町役場子育て健康課にて申請手続きを行ってください。後日補助券を発送します。
その他	●補助券と母子健康手帳を医療機関に提出し、予防接種を受けてください。 ●おたふくかぜワクチン接種後に他のワクチンを接種する場合は、27日以上の間隔をおいてください。 ●健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済での対応となります。